

第七部 文部委員会會議錄第二十三

昭和二十七年三月二十八日

1

曾つて発言された標準教科書の予算であるわけですね。その標準教科書云々については曾つて大臣の言葉もございしましたが、そういう文部省で約六百万円からの予算を多くして、そういうものを、教科書をつくる。それから教師並びに国民一般がやつぱり曾つての文部省といふものを、非常にまあ權威があるわけなんです、有難うがつつて、文部省の言葉なり或いは文部省の出した教科書といふものは、金科玉條的に受けるという段階に、昨年の法律と今年の法律をこういふふうに変えまして、児童の国民としての人格を深めることとする、その前途を祝う云々と、こういうふうに表示されていることと私は関連づけて考えるときに、よほど注意しないと統制的な、或いは超國家主義的な動きへの私は一筋となりはしないか、こういうことを懸念するのでございしますが、大臣には恐らくそういふおつもりは毛頭ないといふその点信じますけれども、そういう点で法律の第一條の目的を非常に謙遜されて変更されたということは、誤まれ

ちよつとびつたりしないものがあるかという点で省いたということは只今申した通りであります。それから教科書編集の方針については、この前申しましたから繰返して申すことを避けま

れておれば、只今のような御発言は御尤もと思ひますけれども、ただ余りに少額のものをごり掲げることはどうかと思つて、私が省いたといふことはその通りでございます。別に目的をずらすとか何とかいふ考えは毛頭あるわけではございません。

○荒木正三郎君 私この問題に關連して疑問を持つておる。昨年度の教科書の給與については、義務教育無償の理想を実現する目的を持つて、そういう立場から教科書の給與がなされた。今年はそのでなしに国民としての自覚を深め、共に前途を祝うために教科書を給與される。ところが大臣の説明を聞いておると、別に考えが變つたわけではない、こういう説明なんです。ところが第一條の目的はすつかり違ふわけなんです。義務教育無償の立場から教科書の給付といふことが行われておらない、はつきりここに國民としての自覚、前途を祝うために給與する、すつかり目的が違ふわけなんです。大臣はそれは個人的に考えは變えておらないとお話になつても、この法律は明らかに私は目的が違ふと思ひますが、そういう意味から私はこの問題はもう少し明快に説明をして頂かないと、十分な理解ができないわけなんです。大体大臣の説明を伺うと、義務教育無償の立場から教科書を給與するといふことは財政的に実現する見通しがない。そこでこれをはずすに至つた、こういう御説明がありました。そうするとここで私は考えが變つた、こういうふうな説明して頂かないと、考えは變らないのだ、こういうことであれば、どうも理解しがたいのであります。その点どうなんでありましょうか。

○國務大臣(天野貞祐君) 昨年私が説明したところによれば、そういう二つの点を持つていた、併し実現できないからして、第一の点はここで省いた、その限りにおいては變つたわけでありませう。變つたものを皆さんに出して御承認を得たいというわけでありませう。

○國務大臣(天野貞祐君) その教科書無償の原理といふことを除いたことは只今申したような趣意でございませう。これからだん／＼二年、三年とやつて行けるという当ても去年はもつていなかったのに、今年ではなくなつた、にもかかわらずこれが僅かに一年、二年の本を出してこれを教科書無償の原理だといふことは、何か私らの氣持では

○木村守江君 ちよつと、只今矢嶋君の質問に關連して、私も矢嶋君と同じような感じをさつきから持つていたのでありますが、やはりこの法律案の目的、これは非常に大臣が謙遜された、そしてこのくらの金では義務教育の無償という精神を現わすことはできないという

○荒木正三郎君 そうするとなぜ義務教育無償の理想が実現できない事情になつたのか、去年はそういう見通しはあつたのだが、今年になつてそういう見通しを全く持つことができない事情になつたといふ、その事情を一応私は御説明を願ひたいと思ひます。といふのはこの問題は私は簡単な問題じやないと思ひます。憲法の義務教育無償の立場から、その実現のために努力しよう、こういう大きな考えから出ておつたわけなんです。これを放棄せざるを得ない事情になつた、その事情といふものは、十分説明して頂かないと納得できない。

○國務大臣(天野貞祐君) 他にいろいろの必要があるといふことから、ここに教科書を全部これから義務教育の教科書を全部無償にしてしまふといふことは、これは非常な金額を要することです。或いはこの義務教育関係負担法などによつて、將來そういう点に又見通しができることがあるかも知れませうけれども、差当つては今年の予算ではそれはできないから、その点を省いたわけでありませう。勿論併しそれだけの金額でも今矢嶋さんの言われるように、義務教育無償の原則に対する第一歩だといつても差支えないのですけれども、私はそれにしても余りに金額が少ないといふことと、見通しが足らな

○國務大臣(天野貞祐君) それは平和に關する費用とか、國として或いは賠償であるとか、いろ／＼ここに費用が要するのです。それは去年でも見通しがないかといふそれはあるとも言へませうけれども、当時大蔵大臣はこれはやれるだらうといふお考えであるから私はそれに従つて来たのですが、今年は將來これをすつと教科書を無償にしてしまふといふことは非常に困難だといふことであるから、それでこういう形にしたわけでございます。

○國務大臣(天野貞祐君) これは私は實際に子供を愛して、子供を本当に教育してゐる人たちがこのことについて話合つたことがあります。そういう人たちは、私が子供を親の私有物でなくして、本当に子供を社会公共の中の一員だといふ考えを、子供にも親にも持たせたいといふ、そういう意味で子供の前途を祝うために出すことに對して、本当に子供を愛しておる教育者たちは非常にいい、是非出してもらいたい、こういうことだつたのです。ですから皆さんのように國務のことを頭に置か

○國務大臣(天野貞祐君) これは私は實際に子供を愛して、子供を本当に教育してゐる人たちがこのことについて話合つたことがあります。そういう人たちは、私が子供を親の私有物でなくして、本当に子供を社会公共の中の一員だといふ考えを、子供にも親にも持たせたいといふ、そういう意味で子供の前途を祝うために出すことに對して、本当に子供を愛しておる教育者たちは非常にいい、是非出してもらいたい、こういうことだつたのです。ですから皆さんのように國務のことを頭に置か

○國務大臣(天野貞祐君) 他にいろいろの必要があるといふことから、ここに教科書を全部これから義務教育の教科書を全部無償にしてしまふといふことは、これは非常な金額を要することです。或いはこの義務教育関係負担法などによつて、將來そういう点に又見通しができることがあるかも知れませうけれども、差当つては今年の予算ではそれはできないから、その点を省いたわけでありませう。勿論併しそれだけの金額でも今矢嶋さんの言われるように、義務教育無償の原則に対する第一歩だといつても差支えないのですけれども、私はそれにしても余りに金額が少ないといふことと、見通しが足らな

○國務大臣(天野貞祐君) それは平和に關する費用とか、國として或いは賠償であるとか、いろ／＼ここに費用が要するのです。それは去年でも見通しがないかといふそれはあるとも言へませうけれども、当時大蔵大臣はこれはやれるだらうといふお考えであるから私はそれに従つて来たのですが、今年は將來これをすつと教科書を無償にしてしまふといふことは非常に困難だといふことであるから、それでこういう形にしたわけでございます。

○荒木正三郎君 そうするとこの問題は主として財政的な理由によつて、昨年度の方針を堅持して行くことが困難になつた、而もその財政の理由といふものは、いわゆる防衛費等のために起つて来ておるのだ、こういう説明であつた、そういう説明を私は十分初めから聞いていれば、何も質問するわけはなかつたのです。

○國務大臣(天野貞祐君) 其の教科書無償の原理といふことを除いたことは只今申したような趣意でございませう。これからだん／＼二年、三年とやつて行けるという当ても去年はもつていなかったのに、今年ではなくなつた、にもかかわらずこれが僅かに一年、二年の本を出してこれを教科書無償の原理だといふことは、何か私らの氣持では

○國務大臣(天野貞祐君) 其の教科書無償の原理といふことを除いたことは只今申したような趣意でございませう。これからだん／＼二年、三年とやつて行けるという当ても去年はもつていなかったのに、今年ではなくなつた、にもかかわらずこれが僅かに一年、二年の本を出してこれを教科書無償の原理だといふことは、何か私らの氣持では

○國務大臣(天野貞祐君) 其の教科書無償の原理といふことを除いたことは只今申したような趣意でございませう。これからだん／＼二年、三年とやつて行けるという当ても去年はもつていなかったのに、今年ではなくなつた、にもかかわらずこれが僅かに一年、二年の本を出してこれを教科書無償の原理だといふことは、何か私らの氣持では

○國務大臣(天野貞祐君) 其の教科書無償の原理といふことを除いたことは只今申したような趣意でございませう。これからだん／＼二年、三年とやつて行けるという当ても去年はもつていなかったのに、今年ではなくなつた、にもかかわらずこれが僅かに一年、二年の本を出してこれを教科書無償の原理だといふことは、何か私らの氣持では

○國務大臣(天野貞祐君) 其の教科書無償の原理といふことを除いたことは只今申したような趣意でございませう。これからだん／＼二年、三年とやつて行けるという当ても去年はもつていなかったのに、今年ではなくなつた、にもかかわらずこれが僅かに一年、二年の本を出してこれを教科書無償の原理だといふことは、何か私らの氣持では

○國務大臣(天野貞祐君) 其の教科書無償の原理といふことを除いたことは只今申したような趣意でございませう。これからだん／＼二年、三年とやつて行けるという当ても去年はもつていなかったのに、今年ではなくなつた、にもかかわらずこれが僅かに一年、二年の本を出してこれを教科書無償の原理だといふことは、何か私らの氣持では

○國務大臣(天野貞祐君) 其の教科書無償の原理といふことを除いたことは只今申したような趣意でございませう。これからだん／＼二年、三年とやつて行けるという当ても去年はもつていなかったのに、今年ではなくなつた、にもかかわらずこれが僅かに一年、二年の本を出してこれを教科書無償の原理だといふことは、何か私らの氣持では

○國務大臣(天野貞祐君) 其の教科書無償の原理といふことを除いたことは只今申したような趣意でございませう。これからだん／＼二年、三年とやつて行けるという当ても去年はもつていなかったのに、今年ではなくなつた、にもかかわらずこれが僅かに一年、二年の本を出してこれを教科書無償の原理だといふことは、何か私らの氣持では

○國務大臣(天野貞祐君) 其の教科書無償の原理といふことを除いたことは只今申したような趣意でございませう。これからだん／＼二年、三年とやつて行けるという当ても去年はもつていなかったのに、今年ではなくなつた、にもかかわらずこれが僅かに一年、二年の本を出してこれを教科書無償の原理だといふことは、何か私らの氣持では

○國務大臣(天野貞祐君) 其の教科書無償の原理といふことを除いたことは只今申したような趣意でございませう。これからだん／＼二年、三年とやつて行けるという当ても去年はもつていなかったのに、今年ではなくなつた、にもかかわらずこれが僅かに一年、二年の本を出してこれを教科書無償の原理だといふことは、何か私らの氣持では

○國務大臣(天野貞祐君) 其の教科書無償の原理といふことを除いたことは只今申したような趣意でございませう。これからだん／＼二年、三年とやつて行けるという当ても去年はもつていなかったのに、今年ではなくなつた、にもかかわらずこれが僅かに一年、二年の本を出してこれを教科書無償の原理だといふことは、何か私らの氣持では

○國務大臣(天野貞祐君) 其の教科書無償の原理といふことを除いたことは只今申したような趣意でございませう。これからだん／＼二年、三年とやつて行けるという当ても去年はもつていなかったのに、今年ではなくなつた、にもかかわらずこれが僅かに一年、二年の本を出してこれを教科書無償の原理だといふことは、何か私らの氣持では

○國務大臣(天野貞祐君) 其の教科書無償の原理といふことを除いたことは只今申したような趣意でございませう。これからだん／＼二年、三年とやつて行けるという当ても去年はもつていなかったのに、今年ではなくなつた、にもかかわらずこれが僅かに一年、二年の本を出してこれを教科書無償の原理だといふことは、何か私らの氣持では

○國務大臣(天野貞祐君) 其の教科書無償の原理といふことを除いたことは只今申したような趣意でございませう。これからだん／＼二年、三年とやつて行けるという当ても去年はもつていなかったのに、今年ではなくなつた、にもかかわらずこれが僅かに一年、二年の本を出してこれを教科書無償の原理だといふことは、何か私らの氣持では

○國務大臣(天野貞祐君) 其の教科書無償の原理といふことを除いたことは只今申したような趣意でございませう。これからだん／＼二年、三年とやつて行けるという当ても去年はもつていなかったのに、今年ではなくなつた、にもかかわらずこれが僅かに一年、二年の本を出してこれを教科書無償の原理だといふことは、何か私らの氣持では

います。もう一つは「その前途を祝う」私はこの前途を祝うという事は非常に私結構なことだと思います。こゝういふ温かい心持というものは非常に欲しいものだと思ひますが、ここに「児童の国民としての自覚を深める」という点については若干疑念を持つておるわけなんです。俗な言葉で申しますと、物をくれてやつて、そしてそれに対して何か国民的自覚を喚起するのだ、こゝういふことが果してあり得るのかどうか疑問に思ふわけなんです。又こゝういふ考え方が正しいのかどうか。私は教育費というものは、それは国家も負担しているし、地方自治体も負担している。又子供の親も負担しているわけなんです。教育というものは何も親だけの負担で行われているものでないと思ふ。学校の校舎を建てたにしろ、教職員を雇うにしろこれらは別に親が負担しているわけじゃない。それはやはり国家社会の共同責任として、教育というものは私は推進されていくと思ふのですがね。ただ教科書だけをやつてそれによつて国民的自覚を深めるのだ、更にこゝういふ物をくれてやつてこゝういふことを期待するといひますか、こゝういふものを強要する、強要するといふ言葉は私はどうも面白くありませんが、こゝういふものをとにかく望むとこゝういふ考え方は、どうも私には納得が行かないのです。その点も少し御説明して頂きたいと思ひます。

○国務大臣(天野貞祐君) 私はものをすなおに考えれば、何もそんなにむづかしい問題じゃないと思ふのです。ものを非常に私から言わせればですよ。強いて言つてこゝういふ理窟も立つて来るかも知れませんが、ここに子供が入学する、そのときに成るほど考へてみれば義務教育というのは国の費用でやつていくことでなければ、改めて入学を祝して、あなたがた本當によい子供になつてくれるという意味で、子供にお祝ひを出すという事は私はやはりよいことではないか。それでは子供のすべてを親がやつておるのだから子供の誕生日に前日に一つ何か贈らうなといふことはばか／＼いふことだ、そして前日にしつかりした人になつてくれと親が言つてもそんなことはつまらない、子供は親にみんなかかつてゐるのじゃないか、改めて親が子供に贈物なんておかしきやないかと言ひますが、私はやはり子供が卒業して今度わきの学校に入つたから、入学祝ひに親が何かやるというこゝういふことじやないか。決してそれをやつて親の恩を着せようとかいふのではないのであつて、私はもつとも何を言ひますか。すなおにお考へ頂きたい。自分からはこゝういふ考へでやつてゐるわけではない。

○荒木正三郎君 私は文部大臣の今の言葉は腑に落ちないのです。私に對してすなおにものを考へろ、こゝういふことなんですね、これは私は承しがつたい、この言葉は……それからその問題はまあ別にここに更に発展さす考へはありませぬけれども、私は注意してもらひたいと考へます。私はこゝういふふうにするすなおにものを考へてもらひたいといふことであれば、すなおにこの第一條を書いたら……私もさつき言つたやうな入学児童にお祝ひとしてやる、これはいいことだと私は言つてゐる、こゝういふつもりなら、しつかり勉強して下さい、こゝう言うなら、こゝういふに書けば私はすなおでそれで十分結構だと思ふ。私が問題にしてゐるのは、児童の国民的自覚を深めるといふ大きな目的がここに書いてある。それは丁度物をくれてやつて、お前は国民的自覚を持って強要してゐるやうな感じを私は受ける。こゝういふ疑念を持つ。従つてこの点はどうも理解しにくい、こゝう言つてゐるわけです。それは入学する子供に教科書をやり、そしてしつかり勉強しなさい、いい子になつて下さい、こゝういふことは私は決して悪いとは思ふ。併しここに書いてある国民的自覚を深めることが出来るのかどうかですね、物をくれてやつて……。こゝういふことを期待するといふ考へ方それ自身が十分理解できないと私はこゝう言つてゐるのです。その点について私は説明をして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(天野貞祐君) 私は自分はそのやういふ氣持でやつてゐるわけではございません。表現がまずければ表現が悪いのであつて、自分の氣持はこゝういふ氣持なんです。

○岩間正男君 只今荒木君からも出た問題お伺ひしたいと思ひます。大体文相は憲法二十六條の義務教育無償の規定になつてゐるか。私たちはこれは當然果すべき国家の任務、子供もこれはむしろ受取るちやんとこゝういふ權利を持つてゐる、こゝういふふうで考へるところがこゝういふ、昨年度の教科書の出し方は、あれは義務教育の、大体今簡単にやるとしましても当面したもの計算したら七百分の一になつてゐる。これは文部省の資料で私は計算した。いろ／＼なものをやりたい、教科書とか、交通費とか、それからゴム靴、こゝういふものまで考へて七百分の一、七百分の一のものをやつて、そしてこれだけで今言つたやうな大きな国民としての自覚を深める、こゝういふやうな大きな目的を諷つておるといふことは、これこそ私は羊頭を掲げて肉を売るものになると思ふ。大臣に先ずお伺ひしたいのは、二十六條をどう解釈されておるかという問題です。この解釈の点は私は非常に重要だと思ふ。何だか今のお話だといふと、すなお論まで行つたのであります。而も断じてこれはすなおとか何とかいふのは、成るほど文部省はすなおに聞いてもらつたほうが都合がいいかも知れないけれども、国策上、憲法の精神から見ると、とてもないすなおでないことを大臣は説明されてゐる、先ずそれからお伺ひしたい。

○国務大臣(天野貞祐君) 二十六條は、ただ法律の上からいへば授業料だけに規定してありますけれども、私はその精神は授業料だけでなく、やはり給食のこととか、学校の用品とかいふことも、できればだん／＼に伸して行くほうが精神ではないかと思ひます。法律上の規定は、私の記憶してゐるところでは授業料のことだけです。

○委員(梅原眞隆君) ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員(梅原眞隆君) 速記を始めます。

○岩間正男君 授業料だけではなく、二十六條の解釈は……これは大変な解釈の相違じやないか。

○国務大臣(天野貞祐君) 教育基本法です。

○岩間正男君 私は憲法の二十六條をお聞きしてゐる。

○国務大臣(天野貞祐君) 憲法の精神は今私が言つた通りです。それならば、先ほどから言つてゐる通りに憲法ならば、いろ／＼なことをすべてやるのが理想でございます。

○岩間正男君 私は憲法のこの精神がどうなるかといふことが、これはほかの荒木君や矢嶋君、高田君から質問されている点に關連して非常に重要だと思ふのです。こゝういふ点から考へますと、私はやはりこれは當然国家がその義務を負ふのだ。そして當然それは義務を負つて果すべき任務を持つてゐるのだ。子供は受ける權利があるのだ。こゝういふふうを感じましたのであります。こゝういふ点の解釈は如何でありますか。

○国務大臣(天野貞祐君) それで結構でございます。

○岩間正男君 そうしますと非常に私はおかしなことを思ふのです。何かこれはこれだけのものをなにして、而も大きな目的を出す。而もこゝういふものが突如として出た。この問題は非常に今の時局を考へまして、何か国民としての自覚を深めるというのですが、一体八歳くらい、まだ實際は六歳です。日本の今度の憲法の改正によりまして六歳の子供が、こゝういふやうな教科書をもつたといふことで国民としての自覚を深める、尤もその資料とする、資するといふのですから、大きなものを期待してゐないとは考へるのでありますけれども、こゝういふ大きな目的に沿うことができるのでしょうか。

それだけの能力があると考えられるのですか。これは児童心理学的にお考えになつておられますか。文部大臣はどうかお考えになつておられますか。これは非常に重要な問題です。やはりこういう小さい時代からこういうような一つの意識、観念というものを、いわば悪い言い方をしますと強要するような、強制するような形になる、こういうことはどういふものでしょうか。児童心理学的にお答え願ひたい。

○国務大臣(天野貞祐君) 私はこういうことによつて資するといふのですから、そういうふうな役に立つと同時に、親も子供をただの自分の私有物ではなくして公共の一員だということを考えることが自然にそれに資するといふことになると思ふのです。

○岩間正男君 まあ資するといふことでありますけれども、まあ私も先ほど申したのですが、そういうふうな大きな期待は無論望みませんけれども、實際法案に謳つてゐるのは余りにもこれは……

それじやお聞きしますが、二年生の子供は国民の自覚を深めることにならなひのですか。(笑聲) 昨年のこれはお約束では当然来年もお前たちはこれはお約束なのだ、三年になれば三年で又もらへる、六年までもらへるといふことである、六年までもらへるといふことであるけれども、今年からこれは二年生はがたんともらへないのではありませんか、こういう子供たちには国民の自覚を深めることになりませんか、どうかお聞きしたいと思ふのであります。

○国務大臣(天野貞祐君) 去年の法案は一年だけにするとおつておるので、二年、三年は必ずやるといふことは言

つておりません。一年に資すると書けば、二年には資せないといふような論理は私は非常に論理が間違つてゐると思ふのです。

○岩間正男君 それはこうなりますと、そうおつしやつていますけれども、毎年出すのだといふことはこの法案には成るほど謳つてゐないけれども、大臣が説明された重要な骨子だつたのですから、これは一つの政策として出されたものであります。その政策が変更された、そしてそれが破綻から来まして二年の生徒はもらへない。そうすればこの子供たちに対しては非常に私は国民の自覚を深める反対な、国家といふものはこれは何だ、憲法にはちやんと義務教育無償が謳つてありながら、情勢が變つて今度は出せないといふことになつた。これは天野文部大臣に期待しておつた子供たちは非常に大きな失望を受けた。こういう点から何かこの国の政策の変更といふことが児童心理に対して大きな影響を與えるといふことについて、文相はこれは子供の心理まで立入つて一つお考えになつたかどうか、この点をお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(天野貞祐君) 昨年の説明でも、必ず来年はやるのだという説明は私はしておらないと思つております。一年だけであつたは出した法律でございます。

○岩間正男君 それはそれでございませう。天野文相も政治家ですから必ずやるのだといふようなことは、これはお述べにならないと思ひますけれども、併しそれを努力して、そしてそれを、その道を開くのだといふことはかね／＼文相が言つておられます、

又そういうふうな地方の親や子供は考えておつたか、そういうふうな思ふのであります。

まあこの点はそれに措きまして、その次にお聞きしたいのですが、結局この予算の問題で池田蔵相はこれはできらう、ずつと先までできるだらうといふやうな去年お話だつたが、今年には変えられた、でなくなつたといふことで、こういうやうな措置をとられたのであります、大体このことは義務教育全部やるといふと、どれくらい要するといふやうな見通しでありますか、全体の額……

○国務大臣(天野貞祐君) 局長からお答えいたします。

○政府委員(田中義男君) 全教科に亘りまして而も義務教育を一年から六年までを全部これを国庫で負担することになりまうと、六カ年を全科目について公立だけいたしまして約六十七億でございます。

○矢嶋三義君 全額ですね。

○政府委員(田中義男君) はい。

○岩間正男君 これは二年までやりまうと、二年生ですすから大体倍ぐらゐの五億程度でございますか、これは一応折衝されたでございませうか。蔵相とはこういう点で本年度二年までやるという点ですね、これは予算の編成過程において約七億になりますね、七億から七億五千七千万になるわけですね、一年生で三億六千万ですが、これの大体二倍と見ますと大体八億程度、これは折衝されたでございませうか。

○国務大臣(天野貞祐君) 折衝したけれどもそれがよく行かなくて、二年まで半額でやるよりも、むしろ一年を全額でやつたほうがかえつて技術的にいいのではないかといつて一年だけにしたわけでありませう。

○矢嶋三義君 各委員の質問によつて大臣の考えられておる点は明確になつたと思ひますが、私ここで重ねてお伺ひたいところは、曾つて大臣に対して今度の予算に關連しての努力対策について即ち憲法第九條に關しての問題をお伺ひいたしたときに、大臣は自分の所管事項でないといつて答弁して頂けなかつたわけでございます。この予算委員会の審議におきまして、憲法第九條との關連性においては随分と論じられたわけでありませうが、憲法第九條とそれから憲法第二十六條の義務教育無償といふものはこれは全く表現こそ異なれ内容的に一つのものであつて、文化国家、平和国家の再建を指向する我が国としては、当然迎へるべき途と私は考へるわけでありませう。そこで質問に入るわけでありませうが、先般国立学校の設置法の一部改正におきまして、私大臣に御質問申上げたときに、大臣は自分は自由党内閣に入つてゐる者であるから、自由党の意向に従ふのは当然である、それが非常に、その次の言葉が意外に感じたわけでありませうが、害がなければ自分はこれに従ひ、害があるものは断じて受け付けない、こういう御発言であつたのであります。私は害があれば排除する、害がなければ従つて行く、それでは少し消極過ぎるのではないか、こういうやうな私は感じを持つておるわけですから、それで更にこの法案がここに出来たわけでありませうが、如何にこれを説明しようとも義務教育の無償、只今局長のお話によりますと、約六十七億を小学校で要するやうであります、この六十七億といふものも見ようによつては大きい金であるし、更に或いは見方によつては我が国の今の予算規模から言つたら小さな数字とも言へると思ひますが、憲法第二十六條の精神を活かして行くという立場からは、如何に説明しようともこの法案が却却する意味においての或る終止符を打つたものであるといふことは、先ほどの私の質問でも申上げた通り間違ひないと思ひ考へるわけでありませう。そこで大臣にお伺ひいたしたい点は、これもやつぱり自由党の意向でござつたものでこれは別に害がないと、こういうふうにお考えになつたのですか。そういうことにおいて大臣はこれを呑まれて提案されてゐるのか私はそれをお聞きいたします。

○国務大臣(天野貞祐君) 私が申したのは、自分は自由党内閣の一員として自由党の政策としてきまつたことはそれに従つて行くのが當然だといふ言つたのであります。けれどもそれがどうしても自分の了承できんことであるならそれは従ふことができない、こういうことを申したので、極めて當り前のことと私は信じております。これは私の独自の考へでやつたことであつて、自由党と相談したことではございません。

○矢嶋三義君 この程度では了承できないので、大臣がしやうとされておる、大臣が席を置かれておる内閣、與党であるところの自由党にこの程度では了承できないと言つて強硬に對処されたといふやうなことはないのである、すか。大臣はこれだけで、それより交渉を持つことなく、平和條約、安保條約、効後において我が国のこの財政状態からいつて、こゝろあたりでいたし方な

いという立場から、昨年の目的の第一條を要えられた、大きな転換をせざるを得なかつたことを大臣はお一人でもつておきめになつて、別にそれに不満で、自由党に対して強力なる政策の転換に交渉なり努力されたことはないのですか。少し悲し過ぎると思つたのです。

○國務大臣(天野貞祐君) 余り立ち入つたことを御質問のように思つたのです。私どもはこれは何も大した転換とも何とも思つていないのです。現に文部省で初め書いたのは、義務教育無償の原理を促進しという言辭があつたのですけれども、それをなぜ除いたかということは、先ほど申した通りなんです。それは私どもは勿論賛成なことなんですけれども、去年も岩間さんの、これはつまみ食いだという批判を受けたりなんですから、又今年こればかりのことではなおそういう批判を受ける虞れがあるかと思つて、そういうことでこれを除いたということは先ほど申した通りです。

○矢嶋三義君 長くなりますからこれで終りますけれども、大臣さすが近頃お上手になつて、岩間君の發言を盛んに逆用されておるようですが、やはり私はさつき荒木君の言われたように、變つていないというのはおかしいと思ふのですけれどもね。最初の案に義務教育無償の理想の実現に云々という言葉があつたなら、そういうふうになつておいたほうが、次の段階に進んで行くのに非常に都合がいいのじやないか。そういう轉換した形でこの第一條の恒久的な終止符を打つた一項になつておると思ふのですけれどもね。そういうふうにお考えになりませんか。

これで終りたいと思ひますが……。

○國務大臣(天野貞祐君) そのことは私の政治感覚が足りないのではありません。私はどうも何にもこういふことが、そうえらう問題になると実は思ひなかつたのです。それなら事務当局の書いた通り書いておけばよかつたのです。が、私は先ほども申しした通り、こればかりの金で何を大いこと言ふかと言われるのがつらいから、それで削つたのです。

○委員長(梅原眞隆君) それでは大臣に対する総括質問は他にございせんか。……なければ一つ局長に対しての総括質問をお願いいたします。ないようです。それから逐條審議に入ることにしてもらいたいと思ひます。

○荒木正三郎君 これは僕は、やつぱり第一條を修正したほうがいいと思ふのです。だからちよつと懇談会を開いて下さい。

○委員長(梅原眞隆君) それでは速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始めます。

午後二時三十分休養

午後二時三十分開会

○委員長(梅原眞隆君) 引続いて文部委員会を再開します。

初めに一つ私から大臣にお尋ねしたいと思ひますが、午前中の大臣及び政府の説明、委員の話を総合的に聞いて私はかように理解をしておるのでありますが、その理解が當つておるかどうかが一つ御返答願ひたい。教科書の無償給與

ということとは、これは非常な大切な原則であつて、これは今回出る義務教育費の国庫負担という大きな構想の下に文部省が働いておるので、その点の上にはこの無償給與の線を力強く取入れよう、従つて考えは變つておるのじやないか、これはそれに連なる一環の法律であるから暫くこの上に隠してあるけれども、除いてあるけれども、その無償の原則を無視し、若しくは變更してやつておるのじやないかといううなふうに理解をして差支えないかどうか。一つお示し願ひたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 私どもの趣意は今委員長のおつしやつた通りでございます。

○矢嶋三義君 それでは午前中に引続いて伺ひたいと思いますが、只今委員長の發言に對しまして、大臣、その通りでございますという御答弁でございしますが、教育費国庫負担の法律はいつ提案される予定でございせんか。

○國務大臣(天野貞祐君) これははつきりいつというところは言えませんが、今国会には是非実現したいという考えでございせんか。

○矢嶋三義君 それではその点はそことどめまして、大臣に伺ひたい。法律第四十九号の法律案提案の趣旨と變つていないかということをお大臣は只今再確認されたわけですか。と同時に午前中の質疑におきましては、昨年法律第四十九号が国会を通過した當時の、同僚岩間君の討論の言葉を引用されて、考えは變つていないのだが、まあこの程度で義務教育無償という言葉を使うのはおこがましいので遠慮したのだと、

こういうふうに答弁されておりますが、私がここで伺ひたい点は、昨年法律第四十九号を提案した當時の大臣の提案理由と、本年度この法案を提案したときの大臣の提案理由、これを掲げたときの氣持に相違はないかどうかということをお伺ひたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 別に相違はありません。

○矢嶋三義君 それでは伺ひたいしますが、私は昨年の提案理由と、本年度のこの法案の提案理由には相当食い違ひができておると思ひます。で、具体的に挙げなければおわかりにならないかと思ひますので挙げますが、昨年の大臣の提案理由では、義務教育は國民の負担なしに行われるように義務教育は無償とするという理由が、憲法の第二十六條の第二項ではつきりされているということを先づ大きく諱ひまして、そして次に我々といひましては、常にこの理由のより広範固な実現に努めるべき責務を負つてゐるわけでありまして。現在御承知のようになつては、授業料を徴収しないことになつてゐるのでありますが、義務教育は無償とは、これを越えて更に拡大されなければならぬことは言うまでもありません。この意味で明年度におきましては、義務教育の無償の範圍を拡大する一つの試みとして云々と、こういうふうな提案理由に、義務教育の無償の一環としてやるのだということをはつきり謳はれてゐる。そしてつづつ最後のほうに行きまして、公共心の涵養という見地からいたしまして、も、です、極めて有意義なこと

と考えるのであります。こういうふうな昨年の法律第四十九号の提案理由といふものは、主従関係はつきりいたしておるわけでありまして。ところが變つていないという大臣のこのたびの法律案の提案理由を拜見いたしますと、うと、教育費は負担を軽くするとか、或いは憲法第二十六條の二項に言ふ義務教育の無償とか、そういう言葉は全く陰を潜めまして、そしてこういうことを書かれてあります。本年度から特にです、特に児童の國家公共心の涵養を図るために、新入學児童に對して國語及び算数の教科用圖書を給與する制度は確立したのであります。こういうふうな書かれてあります。昨年の提案……、本年度であります、この四十九号の提案理由と全く矛盾することをおの提案理由には書かれてゐる。而もこれの下に今度の法案を提案して、而もこれを恒久的の制度として存続するために提案したので、こういうふうな提案理由にも書かれてゐるわけですが、これを通して考えますときに、大臣は變つていないと言われまふけれども、私はその点どうしても了承できないのですが、こういう速記をお聞きになつてどういふふうにお感じになりますか、まあ一応それを承わりたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 今年は去年と事情が變つて來てゐることです、片方において義務教育國庫負担法というふうな大きな問題を控えて、そちらにおいて義務教育無償の原理というふうなことは、これは勿論憲法による教育の根本原理なんですから、そういうことに努力すると同時に、この教科書を子供にやるということも勿論義務教

育無償の原理に基いていることでありますが、午前も申しましたように、それを表に出すには余りに貧弱だという虞れもありますから、それで昨年も申した第二の点をこへ出して来たわけでありまして、エンフアサイズするところに幾らかの相違はあつても、矛盾ということはその間全然ないとは私は理解いたしております。

○矢嶋三義君 矛盾しないとは大臣は言われます。この点明確にしなくちゃならんと思うのですが、この法律第四十九号の提案理由を今度は全くこれは取違えた書き方をしております。本年度から特別の児童の国家公共心の涵養を図るためにこういうことをやつたと書かれておる。ところが法律四十九号の提案理由の当時を見ますと、さつき私が申し込んだ通りに書いてあるんですね、だからこの四十九号を提案した当時と、その法律四十九号の今の解釈は大臣は非常にその変えて解釈しているわけですね、それはどういうわけでありませうかというわけですね。その変えた解釈の下に、新しくここに法律案を第一條の目的で出されて来ている。これはです、私は変つて来ていると言わざるを得ないと思うのですがね。どうも了解できない。

○國務大臣(天野貞祐君) 今言いましたように、この片方に国庫負担法というのを申しておりますから、それで今度のこの提案は去年も持つていた二つの理由の中の一つをここに主として掲げましたから、それでこの法律は新しく出すという趣意を書いたものであつて、その趣意は憲法に言う義務教育無償の原理に基くことは当然であつて、私は勿論矛盾ということとは決してない。

ただ強調するところが他の事情のため違つておる、こう考へております。

○矢嶋三義君 大臣は遠慮ということを申されますけれども、午前中私が大臣にお伺いしたときに義務教育は、或いは貧困児童への学費の補助とか、具体的な育英会の拡充とか、給食の問題、教科書の問題、こういうもので総合的に義務教育無償の線を進進して行きたい、こういう方策を持つておられるという御答弁があつたわけですが、昨年と変つていないとすれば、矛盾しないといふれば、この法案も僅か四億足らずの金ではありますけれども、やはり義務教育無償の一環に間違ひなければ、殊更に私は第一條の目的を変へる必要はない。そういうことはむしろ遠慮すべき……遠慮するということは当らないと思ひますが……そうでなくはつきりと本年度出された法律案も第四十九号の第一條の目的のように、義務教育の無償云々というように私は書かれて然るべきである。書かれないのを見ると、何かそこに基本的な考え方が変らているのではないかというように感じられてならないわけですが、これをさういふふうに訂正される意思はございませんか、大臣の氣持がさうだとすれば……

○國務大臣(天野貞祐君) 私は義務教育無償の原理にこれが基いていゝというところはこれでも明らかではないか、とにかく無償で以て一年生のやるのですから、他方において義務教育国庫負担というふうなことをやつてゐるのですから、このままでもさういふふうにして了解して頂けるのではないかと思つております。

○矢嶋三義君 私が今お伺ひしたい点は、大臣が御遠慮したという点がどうしても納得できないのでお伺ひしてゐるわけですが、と申しますのは、昨年は公立の小学校だけだつたのですよ、それを今度そのときの提案理由に、それでは足りないからもう少しこれを拡大しなければならぬというところを提案理由に大臣は述べられてゐる。本年度はそれを国立から私立へと拡大した、これはまさしく昨年度大臣の提案理由にあるのを私は実現されたと思ひます。それを遠慮して第一條の目的をさういふふうに変えられたということとはどうも辻褄が合わないと思ひますが……

○國務大臣(天野貞祐君) 私は他方において義務教育国庫負担法等によつてはつきりとさういふ線が出て来るから、必ずしもここにそれを謳わなくてもいいのではないか、これを謳つていふことも勿論今おしやる通りちつとも差支えないことだが、何かやはり金額も小さいし、それにさういふことを掲げることがどうかというさういふ顧慮からそれを省いたのです。併し他にさういふことを述べることがないならとにかく、他に義務教育国庫負担法というものを提出しておりますから、それでよいと自分は考えたのであつて、少しもその間矛盾とかさういふ点はな

いと私は考へております。

○矢嶋三義君 吉田総理はまあ基本的な態度として仮定の問題については論じもしなければ考慮もされないというやうな態度を常に堅持されておるのですが、天野文部大臣、ここに法律案を提案されるに於いて義務教育の負担法という仮定の下にその目的を掲げたということを明言されたのですが、それを裏返しますと、大臣は異常の決意を持つてこの教育費国庫負担法を国会に提出するところの決意と用意があるものと私は答弁から了承するのですが、間違ひございませんか。

○國務大臣(天野貞祐君) 是非この国会に実現したいと考へております。

○矢嶋三義君 もう一点、ちよつと小年とは公共だけでありました。併しながら特殊教育であるところの盲聾について、一般のと切離して国語、算数以外にその他の教科書まで具体的に殆んどどの教科書は無償で扱われて行くという御説明があつたわけですが……

○矢嶋三義君 それと二点お伺ひしますが、教科用圖書の給與に對しては、当初文部省は九億一千万円の概算要求をして、まあ今度最終的には三億六千四百万円に落着いたわけですが、その差異がどのくらいであるか。一体金額の補助、冊数を減らすと言ひますが、昨年皆さんがたの特殊学校に對する教科書給與のあの方針から言へば、これは他の面が金額補助になつても予算的には大したものじゃないと思ひますが、どの程度予算の差異があるのか。どうも落した理由が昨年の説明等想起した場合に、どうもピンと来ないので……

○矢嶋三義君 金額の上では確かにお話のように非常な額に上つておるわけではございませんでしようが、ただ方針としてすべての子供に国語、算数を入學祝いという意味でやるならば、それに差等をつけるべきではないという強い意見もありましたので、一応全部のものに同様な取扱をしたわけでありまして。

○矢嶋三義君 そこにはつきりと出て来るでしよう。昨年と今年と變つてゐるとかいないとか言つても、今のあなたの説明がすぐ出て来るでしよう。お祝ひという言葉が出て来るでしよう。それは昨年の、昨年と言つても本年で

すが、四十九号の目的と第一條の目的とははつきり違つて来ておると思ふ。それを今あなた丁度証明するがごとくお祝いの形……、昨年の提案ではこれは義務教育無償の一環である、全部を一遍に義務教育無償ということはできない。ところが特殊学校は非常に気の毒であり、数も少いから、せめてこれだけでも一歩でも先に推進したい、こういう気持で普通学校と特殊学校を區別して余計持つて行つた。それで今日の説明では、どうしてそれを元に返して同じようにしてあるかということについては、お祝いの意味である、こういうことになつてはつきりと第一條の目的といふものは違つて来ておると思ふのです。それを、變つて来ておるが、別途のほうで云々というふうに御説明があれば私も承できるのですが、どこまでも變つていない、こういうふうに御説明になられると、私どももピンと来ないから重ねてお伺いしておるわけなんです。

○説明員(内藤三郎君) この点は、今度国立学校と私立学校も含めましたし、それから全額にいたしました点が昨年とは變つております。只今大臣から御説明申しましたように、義務教育費国庫負担法のほうでこの無償の理想の実現に努力したい、かように考へておりますので、その点を御了承願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 私は国立に私立が加わつておるが變つたとか、そういうことをお聞きしておるわけではありませんが、そのほうはもう追及いたしません。それではここで一つお伺いいたしますが、義務教育費国庫負担法が出るので、こういうふうにしてある、目的をここに書かせる、こういうのですから、それじや義務教育費国庫負担法が成立しない場合にはどういふことを予想されておるのか、この法律案を出されるに當つて、一つの仮定の下に、予想の下に出されておるわけですね、そういう法律が成立するといふことも考へられるのでそれには懸命に努力するといふことは大臣が決意を表明されたやうでございました。それではそれが成立しない、そういう場合も共に予想されなくちやならんと思ふのですが、その場合にはどうするのではありませんか。

○國務大臣(天野貞祐君) こういうのです。今度出ましたのにも、義務教育無償の原理といふことが根底にあるといふことは、これは明らかでございまして、併し繰返して述べたやうな理由でそれを表面に出さないで、それをエンファサイズと申しますか、そういう点は去年述べた第二の点を表に出しておる。そういう点が違つておるけれども、義務教育無償の原理といふものを我々が何ぞ輕視しておるわけでもないで、そういうことでは義務教育費国庫負担法によつてもそういう点については努力をする考へである、こういうのでございまして。

○高田なほ子君 義務教育費国庫負担法の中で教科書の無償給與は、實現させるというふうな内藤さんからの御話もあるし、大臣もそういうふうな御自信を述べておられるやうであります。が、先ほど荒木委員からの質問に対して、当初の義務教育無償の線、それを守る精神は何ら變つておらないけれども、非常に金額が少いから万止むを得ず、附帶的な目的を従來の目的にして出してあるのだ、然らばなぜそういうふうにしななければならなかつたのか、その原因を質されたときに、文相は、明確に平和條約発効に關する諸費並びに賠償費、いわゆる再軍備のための費用が非常に殖えて来たためにこういう線が出し得なかつたという理由を明確にされたわけでありまして。そういうしますと、この理由は、私は非常に重大な理由であると思ふし、今後更にこういう方面に關する費用が増額されるという見通しのときに、如何に文相並びに担当の内藤課長が、義務教育費国庫負担法の中において、昭和二十六年度に出された学童に対する教科書の無償給與の線を如何に固持しようとしても、予算的にはこれはでき得ないのではないかという疑問を持つわけでありまして。そういうしますと、今度出ますこの教科用圖書の給與の法律案といふのは、これは暫定法律案ではない、一つの恒久法案になるわけでありまして。そういうしますと予算の面から言つても、義務教育費国庫負担法の中に教科書の無償給與といふことができなくなるとすれば、ほぼ恒久的にこの子供の入学を祝うといふものになつて来ると思ふ。おかしいことになるのじやないですか。

○國務大臣(天野貞祐君) これは問題の焦点は、今度出した法案が義務教育無償の原理という原則をまるで考へておらないのではないかと、そこにあるのじやございせんか、問題の焦点が……、それに対して私はそれはあるのだけれども、併し他にもそういうことを考へることもあるから、ここに表面には出さないけれども背後にはそれは横たわつてゐることだ、こういう問題の回答をしてるのでございまして。

○高田なほ子君 ちよつとよくないのですが、どうもこれはやはり先ほどの委員長が明確にされたテーマですね、やはり義務教育費国庫負担法とからんで、私は明確にされたと思ふのです。これを別個に切離したじやないと思ふのです。大臣はこれを別個に切離したほうが御都合がいいからそうおつしやるのかも知れませんが、私がどうしても心配に堪えないといふことは、若し仮にこれが百歩下つて恒久法になつた場合に、お祝いをすると、子供の前途を祝うといふことが非常に主にとられて参りますと、教育そのものは、國家の義務においてやるといふ、あの憲法二十六條の精神が非常にぼかされて来るといふことを私は心配しておる。これは非常に繰返して申上げておるやうでありますけれども、決してお祝いをするといふやうなや恩惠的な傾向を持つ精神ではなくして、飽くまでもやはり義務教育の國家の保障という線だけは堅持しなければならぬ。併し今財源のどうしてもこれはできないから義務教育費国庫負担法の中において、それは實現するとして、止むを得ずお祝いをするのだという程度で今置くのだからですけれども、これは恒久的なものですから、恒久的な

ものが、義務教育費国庫負担法の中で保障されないときに、永久にこういう精神で貫かれて行くことに對する非常な危惧を私は持つてゐる。そういう危惧を大臣はお持ちになつておらないのですか。

○國務大臣(天野貞祐君) どうも私の説明が不十分なんではしようか。私は今出しておるこの法案は専ら子供の公共心を養ふことに基いて子供の前途を祝福するといふことが主になつておるけれども、併し背後には勿論義務教育無償の原理といふものがあつて、それと矛盾することは一つもないんだ。他方において、又私たちは、義務教育費国庫負担法といふものによつて……義務教育無償の原理を促進して行きたい、こういう努力を他方においては考へておるというので、私自身は何もそこに矛盾とか、そういうことはないと思つております。

○矢嶋三義君 高田委員のお聞きしてゐる点は、私聞こうとしておるところとは同じだろつと思ふのですが、どうもその点にはまらないんです。と申しますのは、確かに義務教育無償といふものは基本に原理はある。そしてその上に云々という大臣の感情、氣持といふのはわかるのです。わかるんですが、やはり大臣の提案理由になつたこの活字、それから法律案の第一條になつてゐるところの活字が問題なんではございましてね、その点でお伺いしますが、昭和二十六年に實施されておる法律第四十九号ですね、これは憲法第二十六條の後段第二項、それから教育基本法のね、第三條「國及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、經濟的理由によつて修學困難な者

営費と建物の建築費の減価償却費、こ
 ういうものを算定基準の中で明らかに
 した。で、教科書とか学用品、給食等
 の問題は学校の維持運営費の中に入り
 得る性質のものである。従つて現在 P
 TA の寄附金を解消する程度に努めま
 すが、将来これを必ず枠を上げるよう
 にしたい。その枠を上げ、或いは

P.T.A.の寄附金を解消する程度ですと、大体百億ございますので、これは給與に對して三五%程度保障いたしますとP.T.A.の寄附金を解消できると、かように考へておりますが、更に教科書、学用品、給食費等を殖やしますと百数十億に上りますが、一筆には参りかねると思ひますが、徐々に實現できるのではなからうか。例えば給食の場合でも、今食糧管理特別会計のほうに二十五億行つておりますが、そういうものをこちらのほうに移して来る、そうしてその實現に努力したいと、かようにまあ考へておるのであります。

ですから給與費に對する維持費の割合を考慮して行く、国と地方で見に行くというふうな構想を持つておるのであります。

○高田なほ子君 大要に明るい結構な見通しであります。この維持運営費の中で三五%のこの予算を取つて学童に教科書無償を實現させて行く、そういうのであれば、なお更さういう明るい見通しが目の先にぶら下つてゐるのに、なぜこんな前途を祝うなんというふうなことを固守しなければならぬのか、どうしても私はわからぬ。而もこのほうにおいては恒久的なものではない。そんな見通しが、三五%というふうな見通し、而も維持運営費の中にさういふことが計画されておるといふのであれば、なぜこれを暫定法案としなかつたか。そんな見通しがあるならこれははつきり前途を祝うためという名前でも何でもいいのですから、それは暫定法案であるならば、私は又考へようもある。そういう精神に副つての暫定法案ならば……名目というふうなものについては第二義的に考へ

る。これは明らかに恒久法案です。そのこの一体矛盾を私はとても自分で解明できない。あなたは解明できますか。

○説明員(内藤三郎君) この問題の証明に基いて、教育委員会の証明に基いて全額国が支拂をする。いわゆる買上げの立場をとつておるのであります。ところが義務教育の實際の運営は、これは職員に給與にいたしましては、その他の運営は教育委員会が地方でしておるといふ筋の違ひがある。ですから、この法案の中で今後やるよりはむしろ義務教育費国庫負担法の中でやつたほうが實現に便利ではないかと考へておるのであります。

○高田なほ子君 どうも私ははつきりしないのですが、二十六年年度のこの暫定法案を決定いたします際に、義務教育の教科書の無償の精神に則つて年次計画を立てて、新たにその恒久的な立法措置を考へて行くという御答弁もあつたし、それに附随して教科書も勿論だが、学用品もという実に詳細な数字を挙げて我々を安心させたものなんです。私たちはさういふ立派な計画があるのならばというので希望條件を附してこれを通したのでありますが、今になつて来ると、やはりこの再準備のために追いまぐられてその精神は挫折せざるを得ない。さうして新たにこういう恒久法案を出して来たのですけれども、若しそういうものを恒久的に出すものなら、その精神をはつきり確つて出すべきものであつて、私たちにさういふ点を指摘されて、今仮に提案理由の中に入れて、それで納得できるという筋合いのものじゃないのですけれ

ども、もう私はこれは割切れません。どうしても割切れません。

○矢嶋三義君 局長にお伺いします。この法案を作るに當つては、どういふふうなことで審議会を構成されましたか。

○政府委員(田中義男君) 審議会とおつしやいますと、さういふことでございます。まあ大体法案をですね。文部省で用意いたします場合には、それぞれ関係官の十分な調査審議をいたしまして、そして一応の成案を得て、それを更に省議等にかかけ確定案にいたします。その上にですね、なお例えはこれなんかは教科書に關係がございますから、教科書方面の人たちにもいろいろ御相談をいたしまして、そして遺憾のない案を得るよう努力いたしたわけでございます。

も、この提案理由を見ますというところ、昭和二十六年年度に實施した法律第四十九号を昭和二十七年以下どうするかというところについて職員と有識者で審議会を設けてやるのだというふうに書いてありますけれども……

○説明員(内藤三郎君) この点につきましては關係各省と教科書会社のかたがたや、或いは金融界のかたがた、いろいろな観点から懇談を開きまして、どういふ方法がいいかという点を慎重に審議したわけでありまして、そこで従来のような方法で行きますと地方負担分が非常に問題であり、更に金融の操作がつかないというふうな点から、さういふような法令に改めたのであります。ですから審議会という正式の名称は持ちませんでした。十分各方面の意見を聞き、懇談会等を開きまして作つたのであります。

○矢嶋三義君 只今の答弁私に不審に思ふのですが、只今のあなたさまの御答弁によりますと、教科書会社とか、或いは各省關係とか、さういふふうな金融關係とか、如何にも配給する場合の技術的な面とか、或いは需給關係の調整とかというふうな立場の人だけで構成されておられて、いわゆる学識経験者、今問題になつておる第一條の目的、さういふものを如何にすべきかというふうな代表が入つておるといふ御発言がなかつたのです。入つていなかったのですか。やはり評論家とか、或いは教育学者とか、第一條の目的を如何にすべきかというふうな立場について意見を吐かれるような学識経験者、さういふ方をまあ審議会に入れて、協議されて、第一條というものを作られたのではないのですか。

○説明員(内藤三郎君) この前のときに審議された点は、むしろ技術的な面が多かつたと思ひますが、さういふ意味で地方の教育委員会の人々の意見も聞いて、今後どういふふうにした方がいいか、殊にこの前に反對があつたのは、地方行政委員会からの強い反對があつた、それから大蔵省からの意見もありましたが、さういふ制度ならば、これが円滑に運用できる、かように考へたわけでありまして……

○矢嶋三義君 どこか話がピンと外れておると思ひます。今朝以来問題になつてゐるのは、第一條の目的が變つておるといふところに問題があるのです。金の支拂が悪いとか、いろいろ連絡がとれないという立場から審議会が持たれたかどうかということとは、この際問題にならない。

○國務大臣(天野貞祐君) 今おつしやることは御尤もですが、審議会はまだできておりませんけれども、今朝相馬さんにもお話ししたように……

○矢嶋三義君 審議会というのはどれですか。

○國務大臣(天野貞祐君) 中央教育審議會です。さういふふうな審議会はできておりませんけれども、併し私は個別的にいろいろ人の意見を聞いて、この目的は立てて来ておるのです。

○矢嶋三義君 それでは昨年、法律四十九号を提案するときに、提案理由に書かれましたところの審議会はお設けにならなかつたわけですね。はつきりしましたよ。設けなかつたのですな。

○政府委員(田中義男君) 昨年直ちに中央審議会ができるという確たる予想ではなかつたのでございまして、たまにその後の経過において中央審議会

を作るといふことになりまして、大体それらに諮ることが最も適當な処置でございまして、そういうふうなものがまだできておらないと、こういう意味なんです。

○矢嶋三義君 だからこういう約束した審議会は作らなくて、やらなかつたということになるのです。答弁はいいます。

○相馬助治君 さつきの内藤課長の答弁と関連してちよつと伺いたいのですが、教科書とか、学用品、給食とかいうのは、今度の義務教育費国庫負担法の先に行つて考へるというのですか。当分はまあ百億程度のPTAの経費を何とか賄うという点を織込む。その点はどうなんですか。

○政府委員(田中義男君) その点はすでに私も用意いたしております。国庫負担法におきまして、直ちにできるやうに処置したいと思つて計画いたしております。

○相馬助治君 そうするとこの法案との関係はどうなるのですか。それができた場合ですね。負担法ができた場合に、この法案との関係はどうなるのですか。

○政府委員(田中義男君) 負担法ができましたら、この法案はこの法案として、そのまま残すつもりでおります。(それは違ふやないか「おかしい」と呼ぶ者あり)

○相馬助治君 関連して……今の局長の言明はちよつと意外なのですが、私は壁頭に大臣に質問したのは、いろいろ問題はあろうけれども、昨年度、いわゆる昭和二十六年に入學する児童に對する教科用圖書の給與に關する法律案が出たときに、羊頭を掲げて狗肉

を売るものであると言つて我々がきめたわけなんです。そこで大臣は何とか羊の肉を用意しようとしたけれども、どうしても狗の肉しかできなかった。それで今度狗頭狗肉というのがこの法案であらうと私は考へておる。これは止むを得ないための法案であらうと思ふ。そこでですね。趣旨から言へば義務教育無償の原則というものは変更してない、こういうふうな文部省はおつしやつておるのですが、その精神はよくわかるのです。これは法律の建前からこの委員会に出た者はわかるが、これを突然改められたものは、やはりお説いでこの本をもらつたのだと納得する以外に途のないこともこれは止むを得ないと思ふので、そういう意味合いから言へば、にわかにはこの一條が納得できないというところに委員諸君の意見があることもこれも又私は理の當然だと思ふのであります。そこで私は差當りですね、これは高田さんから恒久的な立法が云々と言つて使われておるけれども、国の費用を取るのだから、勿論暫定的でなくて、恒久的な法律を作つて置いて、これに見合ふものができたならば早速にやめるといふ文部省の趣旨である、こういうやうに私はさつきから聞いていたのですが、今の局長の言明はそれと反しておるので、これは大臣にこの点を明確にして頂きたいと思ふ点が第一点です。それから第二点は、こういう法律を作らざるを得なかつた事情は、先に申しましたやうに私は国家財政の規模の面から止むを得ずここになつてしまつたといふのが文部大臣としての、そういう言葉がなかつたけれども、まあ考へ方であらうと、こういうふうな考へて

おるわけなんです。そこでですね、今度は問題はこの法律案そのものに對する、この法律案そのものはお説いのためであるから、これでいいとされておるのか、極めてこれは不満であるけれども、こういう財政上の折衝の結果、予算がこれしか取れ得なかつたので、だからこつたのだというふうな御説明があれば、又別途了解する面がないでよいと思ふのです。従つてその辺について率直なる御意見を聞かせ願つて、だからさつき私は予算を取る苦心談でもいから何でも聞かしてくれと言つたのは、そこでそれを聞かせて頂いて、そうして現実の問題としてこの法案を考へて行きたいと思ふので、この二点を一つ明らかにして欲しいと思ふのです。

○政府委員(田中義男君) 私只今申し上げたことに少し補足いたしまして申し上げますが、このまま置くと思つたのは、先ほどもいろいろ御意見がございましたやうに、一気に来年度は全教科書の無償配給をするだけの獲得が予算の上でできませんか、これは相當困難じやないかと思ひます。そこでもかゝる一歩全教科書にまで行かなくとも、さつき言つたやうな本當に私も考へていたやうな程度にまで實現をいたしても、なおこれはこのままというやうなそんな意味ではございませぬ。従ひまして当面来年度或いは次年度くらい考へまして、それで直ちにこれをよすというやうになすかどうか、私はその点について先ほど申しましたやうなことを申し上げたのであります。

○國務大臣(天野貞祐君) むしろ義務教育無償の原理に則つて、この教科書

などが全部無償で出せるということ、これは非常な望ましいことであつて、初めこれをきめたときには逐年そういうやうにやつて行きたいと思つたのですが、併し事實それができないやうになつて来ておる。それで、併し今年二年までやつて半額よりも、むしろ一年で全額のほうがいいということに落ちたわけでありまして。だからこれも無償の原理だと言つて今矢嶋さんのおつしやるやうに差支えないのですけれども、それを言わなかつたというのは、何も他意があるわけじゃなくして、只今相馬さんと言つたやうに、昨年相馬さんからきめつけられたかと思ひますが、そういうためにこれはこうしたのであつて、原理に何も変りないのだといふこととございまして。それから今年お説いといひますか、公共心といふことも私はそう考へておりません。これも私は非常に必要なことだと思つております。

○岩間正男君 さつきの田中局長の御答弁は何だかよくわからないのです。これはこの問題を大きく、無償大臣としては相當決意されておられることをお聞きしておるのですが、さういふやうに説明してもどうなんですか、それは見通しがないのじやないか。だからして、もう仕方がないから教科書のほうはさういふ恰好で行かないこともない。又さういふ恰好になつて来ることによつて、非常に私は基本的に負担法といふものの妨害になつて来ると思ふ、今の觀念から言つて、さういふ点の判断は大臣はさういふやうにお持ちですか。私はやはり政治的な判断をしないと、さういふやうに負担

たので、さういふやうなつもりは、来年度の予算如何にかかわらず、直ちに幾分でも實現すればこれをやめてしまふか、さういふやうには考へませんと申ししたのであります。

○岩間正男君 天野を掲げてないといつて、實際掲げているのです、これは……さういふ法案が出ていて、さうして一方で負担法を取ると言つても、さういふ法案が出ておるのだ。これは邪魔にならないのですか。實際現実にさういふ判断は……あなたたちにはちよつと無理かも知れないが、政治的判断で……併しどうなんですか、一体。逆にこれはどうも国庫負担法といふのは見込がない。吉田総理も私の質問に對して、どうもさういふことをはつきり考へておるやうには見られませぬ。今無理じやないかと答弁している。さつき矢嶋君も言つたやうに、地方自治庁の岡野國務相も、これは平衡交付金法の一部改正によつてやりたい、はつきりさう言つておる。さういふ実情から見まして、文部省がこれはこの問題を大きく、無償大臣としては相當決意されておられることをお聞きしておるのですが、さういふやうに説明してもどうなんですか、それは見通しがないのじやないか。だからして、もう仕方がないから教科書のほうはさういふ恰好で行かないこともない。又さういふ恰好になつて来ることによつて、非常に私は基本的に負担法といふものの妨害になつて来ると思ふ、今の觀念から言つて、さういふ点の判断は大臣はさういふやうにお持ちですか。私はやはり政治的な判断をしないと、さういふやうに負担

たので、さういふやうなつもりは、来年度の予算如何にかかわらず、直ちに幾分でも實現すればこれをやめてしまふか、さういふやうには考へませんと申ししたのであります。

○岩間正男君 天野を掲げてないといつて、實際掲げているのです、これは……さういふ法案が出ていて、さうして一方で負担法を取ると言つても、さういふ法案が出ておるのだ。これは邪魔にならないのですか。實際現実にさういふ判断は……あなたたちにはちよつと無理かも知れないが、政治的判断で……併しどうなんですか、一体。逆にこれはどうも国庫負担法といふのは見込がない。吉田総理も私の質問に對して、どうもさういふことをはつきり考へておるやうには見られませぬ。今無理じやないかと答弁している。さつき矢嶋君も言つたやうに、地方自治庁の岡野國務相も、これは平衡交付金法の一部改正によつてやりたい、はつきりさう言つておる。さういふ実情から見まして、文部省がこれはこの問題を大きく、無償大臣としては相當決意されておられることをお聞きしておるのですが、さういふやうに説明してもどうなんですか、それは見通しがないのじやないか。だからして、もう仕方がないから教科書のほうはさういふ恰好で行かないこともない。又さういふ恰好になつて来ることによつて、非常に私は基本的に負担法といふものの妨害になつて来ると思ふ、今の觀念から言つて、さういふ点の判断は大臣はさういふやうにお持ちですか。私はやはり政治的な判断をしないと、さういふやうに負担

たので、さういふやうなつもりは、来年度の予算如何にかかわらず、直ちに幾分でも實現すればこれをやめてしまふか、さういふやうには考へませんと申ししたのであります。

法というような基本的な問題と関連して来ますと、これは今までのような文部大臣の態度ではこれはどうも実現いたしません。

○国務大臣(天野貞祐君) 私どもは国庫負担法は二十八年度から実施するようにならなければならないが、それを一時に何もかも、今内務事務官から言つたように全部挿入するという事は非常にむずかしいでしょう。ただそういう平衡交付金の中から義務教育費を取出して、そして自主性をここに持たして行くという事をいふことから一歩一歩進めて行くという考えでございませう。だからこういうものを必要としないうものができればいつでもやりますけれども、直ちに全部自分らが理想通り行くわけがないからそれはそのときにこの法律案を出したいけれども、そういう義務教育費の考え方ですね、そういうものを先ず確立しようというわけですね。

○岩間正男君 そうしますと、高田君のさつき言われましたようなことが恒久法として提案されたのはおかしい。やつぱりこれはできるだけ、一歩々々やるにしても、できるだけ早くその目的を実現するというのが本質でなければならぬ。負担法が……文部省としては、できるだけ早く実現したいかのような事情が予測できますけれども、これは勿論構想はお持ちであらうと思ふ。そういうことを考えて見ると恒久法として出されるという事は非常に妨害になりませんか。今まで、例えば今度のような、標準単価のようになり、どうしてもこの教科書分だけ課金、こういうことになると思ふ。私は妨害になると思ふ。

。現実的にこういう法案があるという事は、例えば一年限り、去年のような法律第四十九号のような性格ならば、文部省の熱意はわかるけれども、片方で恒久法としておいて、一方ではこういうものを要求している。こういう形で天野に掛けていないと言われているが、まさに天野に掛けていて、変な恰好である。政治的に言へば非常にまずい政治的判断だと思ふがどうなんですか、この点は……

○国務大臣(天野貞祐君) 私どもの国庫負担法において目指していることは、今内務課長の言われたような、そういう細かいことまで一時にやれという事とはこれはむずかしいことで、そういうない、標準義務教育費を確保して、そしてそういうものからやつて行くというのですから……併しこれはこういうふうにして恒久法として出しても、而もそのものになるものができるばそれでやることはよいのではないかと考えております。

○岩間正男君 その先は議論になりますから……
○委員(梅原眞隆君) それでは大臣に対する総括質問はなければ逐條の審議に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(梅原眞隆君) それではこれから逐條の審議に入ります。
第一條に対して質疑があるかたは御質疑を願ひます。
なければ第二條に対して質疑のおありのかたは御質疑を願ひます。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(梅原眞隆君) それじや第三條は……

○委員(梅原眞隆君) 第四條に対する御質疑を願ひます。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(梅原眞隆君) 第五條に対する御質疑を願ひます。
なければ第六條に対する御質疑を願ひます。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(梅原眞隆君) 第七條に対する御質疑を願ひます。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(梅原眞隆君) 第八條に対する御質疑はございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(梅原眞隆君) それでは附則に対する御質疑を願ひます。
他に御発言は……
○矢嶋三義君 先ほど私お伺ひしたときに答へなかつたのでございませうが、文部省は当初大蔵省に対しては九億一千万円の概算要求をして、予算に上つたのは三億六千万円ばかりのわけですが、当初はどういうことを計画されておつたのですか。昨年十一月頃の委員会ではこういうふうに承つておる、それを一応承りたたい。
○説明員(内藤三郎君) 当初は小学校の一年、二年の全教科について全額国が持つ、こういう方針でございまして。

○矢嶋三義君 その場合には昨年の提案された第四十九号の何ですな、やはり義務教育の無償、昨年大臣が一年を二年、二年を三年と次第々々に延ばして行きたいという趣旨で進んでおつたわけですね。
○説明員(内藤三郎君) さようでございます。

○矢嶋三義君 そうですね。それが二年を切つて一年だけになつて、そしてこういうふうな目的が變つて来た理由ですね。その過程におけるところの大蔵当局との折衝の要点について言つてもらいたたい。

○説明員(内藤三郎君) この点は大蔵省は半額国庫補助の線を譲らないのです。私のほう、文部省といたしましては、半額補助では地方負担の問題と金融の問題が処置つかない、こういう点で若しこれを強行されるならば、私のほうは返上するという態度に出たわけでありませう。そこで大蔵省の当局ではそれでは困るから算数どつちか一冊だけしようという事で話がございまして、最後に国語、算数二冊一年生に国庫支出を通じて全部やる、かようにきまつたのであります。

○矢嶋三義君 それは全額と半額は考え方ではないかというわけですか。予算の面からいけないうわけですか。予算どちらに重点があつたのですか。
○説明員(内藤三郎君) 建前として教育費を国が全部持つということが先ず第一大蔵当局としては賛成しかねる。義務教育はやはり地方がやるのが主体であるという点に一つ問題があつたのです。そこでこの制度を延ばして行くとなると、従来の半額補助の建前で行かなければならぬ。併し大蔵当局は二年以上に延ばすことは絶対に承認しないという基本態度を持つておつたのであります。法律も昭和二十六年度の暫定立法でございまして、その辺のところは私が非常に苦心したところでございませう。

○矢嶋三義君 基本的には、教科書の全額負担ということは納得できないと言つた大蔵省が、一年生だけにすれば全額負担を了承したのはどういうわけですか。筋が通らない、お説いだからいいという……

○説明員(内藤三郎君) まあ一年生だけにとどめるならば全額国庫が支拂しても額が非常に伸びないということがあつたのですから……
○矢嶋三義君 額でなく考え方が、教育は地方公共団体が責任を以てやるべきもので、国が教科書を全額やるという事は考えがいけないというので、大蔵がこれを拒否したという御説明があつたから私はそういうことを承つてゐるわけなんでありませう。もう一回本當のことを言つて頂戴。(笑聲)
○説明員(内藤三郎君) これは当局としては予算上の額の問題は実はお考へになつたのですが、今申しましたような理論的な問題は次に譲つたわけでありませう。

○矢嶋三義君 その点もう追究しませう。
もう一点ですが、先ほどから議論が交わされましたが、大臣が何と言われようと昨年の法律というのは、ともかく父兄の教育費を少しでも軽くするというのが考えが重点になつて出したわけですね。ところが今年のようになると、それよりも児童の国民としての自覚を深めるといふのか、お祝いだ、お祝いですよといつて国民の自覚を深めるところにあることは活字がはつきり示しております。そこで私は額だけから言へば次の質問は出て来ないのですけれども、併しながらやはり義務教育の無償というものは原理は變つていないというから、当然質問が出て来るわ

けですが、昨年と今年と一貫して文部省としてはやはり義務教育無償の原理から、負担を軽減して行くという立場からの一貫としての法律案を作つていゝとあらば、教育の負担を軽減するに於いてはいろいろの方法があると思ひますが、その中でやはり直接的にはどうも必ず持たなくちやならないところの教科書ですね、これがやはりでき得べくんば無償、改善の策としては安くいゝものが入るといふことが、やはり政策として目標に立てられなくちやならないのです、それで簡単によろしくございますから文部省の教科書の政策をこの際骨子でいゝから承つておきたい。

それからもう一つは、第一條を讀んで、それに関連して重大な質問になつて来るのですが、お祝いですよ、おめでたいですといつて出して、兒童の國民の自覚を深める。こういうことが目的になつておられますと、先ほどちよつと大臣にお伺ひして大臣から答弁して頂けなかつたのですが、田中局長の所管の初等中等教育局のあの予算の中に教科用圖書の編集及び改訂等に必要経費といふところに、昨年より約六百万円多くして、そうして予算書の説明には力強く、特に本年度は中小、社会、算数、高等、職業用教科書の一部を編集するために云々といふことを、新らしく予算書に活字となつて現わされておるわけですね。そこでさつき申上げた教科書政策の一般的なもの、いわゆる標準教科書といわれてゐるもののこの予算でございますか、これを責任の局長からどういふふうにお考えになつてゐるのか、若しもこの教科書を統一するような形になれば、その統一し

た教科書を國民の自覚を高める意味において差上げるといふことになりまして、終戦後教育の転換を図つた当時、或いは憲法、或いは教育基本法、それから、或いは学校教育法、社会教育法をこしらへて行つた当時の感覚から言へば相当私が出て来ていると考へるが故に、又懸念されるが故にこゝではつきりと田中局長の責任ある答弁を頂きたい。

○政府委員(田中義男君) 教科書に關しましては成るべくいいものを安く、或いはできるなら無償で配付するものにいたしたい。そうして制度そのものの上から申しまして、現在まで御承知のように一應検定を主として、それを育てる、その建前におきまして、なお一部固定も残つてゐることは御承知の通りでございます。併し教科書そのものの或いは定価なり、或いは検定、その他いろいろの内容の問題等につきましても、御承知のようにいろいろの問題がございますので、文部省といたしまして教科書制度そのものに広汎な検討を只今加へまして、そうして当初申しましたようないいものを安く、こういうような標準で検討中でございます。

○矢嶋三義君 具体的な対策一つないじやないですか。
○政府委員(田中義男君) なお予算書に現われてゐる標準教科書のお話でございますが、これは当時の資料等を見まして、国定教科書を作つて出すという意図にやありませんで、教科書製造の参考となる資料を提供する、こういうことが国内でも語られておつたわけでありまして、先般伝えられましてたような意味におきましてはいろいろ

更に検討を要する点も無論ございまして、予算の使用等につきましては只今申しましたように、いい教科書を極力安く出ようという方途にこれを使用したいと、かように考へておりました、国定を以て而もそれができたものをこゝにできましてたような線で流して行くといふような意図は決してございませ

○矢嶋三義君 教科書関係の予算といふのは、予算書を見ると三千万くらいあるのです。全部あなたのとこで調査普及局あたりを集めると……、相当これは社会でも問題になつてゐるのうお言葉ですが、いつ頃検討中の結論は出る予定でございますか。
○政府委員(田中義男君) いつ頃と只今の確なことは申し上げかねますけれども、省内におきましてすでに細かい点に至るまでおおよその用意をいたしまして皆さんと相談をするところになつておられます。

○矢嶋三義君 ここに提案された法案内容に盛られてゐる三億六千万円ばかりのこのお祝いの給與の教科書の問題よりも、私はそちらのほうが問題なので、義務教育の振興という角度から言つたらより重大な問題だと思ふのです。従つて文部省の各局には三千万円近く予算が教科書編纂に充てられてゐる御努力願つてゐると思ひますが、更に馬力をかけましてその検討中というのを早く結論に到達されるように今後努力願ひたいという要望を申し上げます。
○委員長(梅原眞隆君) 他に御質疑はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(梅原眞隆君) 本案に対する御質疑は終了したと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(梅原眞隆君) それでは御異議ないと認めます。

○高田なほ子君 議事進行について……、質疑の中でいろいろな点が明らかになりました、私どもとしてはやはりこれに対して考えをまとめる時間的な余裕を持ちたいと思ひます。そこでいささか休憩を宜して頂いて懇談の形にして頂きたい。

○委員長(梅原眞隆君) 只今の御動議に御賛成ですか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(梅原眞隆君) それでは暫時休憩いたします。

午後三時四十五分休憩
午後四時三十分開会

○委員長(梅原眞隆君) これより文部委員会を再開いたします。これより討論に入りたいと思ひますが、御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(梅原眞隆君) それでは討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○矢嶋三義君 私は只今上程されております本法案に條件附で、遺憾な点もありませんが、賛成の意を表明するものでございませう。
その第一点に申上げた点は、今朝ほど審議過程において大臣に質疑をい

たしましたが、昭和二十六年度実施されたところの法律第四十九号の提案のときに大臣が提案理由として述べられたものと、本法案提案に當つての提案理由には、昨年の提案理由に違つてこの解釈の下に本法案が提案されておる。これは大臣に指摘したところでありまして、遺憾千万に存じます。昨年の大臣の提案理由を拜見いたしますと、憲法二十六條の第二項によつての義務教育の無償といふものを推進するといふ立場から法律第四十九号を提案するのだ、而も法律第四十九号は公立学校の児童を相手としておるのであるが、これは憲法の義務教育の精神からして更に国立、私立にも拡大して行くべきものである。その一つの足がかりとして法律四十九号を提案し、國民の義務教育の負担の軽減を図るのであるといふことを最も重点的な提案理由として述べられておるのでございませう。然るにその提案理由を本法案提案に當つて引用して曰く、本年度から特に兒童の国家公共心の涵養を図るために、新入学児童に対して国語及び算数の教科用圖書を給與するように昭和二十六年から法律四十九号でやりました。こういうふうに掲げられておるのであります。この点は昨年法律第四十九号の法案を提案したときの提案理由からして非常に転換を意圖して、或いは意識しないであつたのかとも知れませんが、非常に遺憾千万に存する次第であります。で、提案理由並びにこの質疑応答の段階においてわかつた点のは、昨年度の法律第四十九号といふのは先ほど申上げましたように、憲法二十六條第二項に基いて義務教育の推進と國民の義務教育負担の軽減といふ

立場から提案されたものが、而もそれを政府当局は各庁の職員並びに学識経験者を以て、組織する審議会において義務教育の振興の見地から更に恒久的な立法をする用意があるという下に実施しておきながら、本法案におきましては全く転換いたしました児童の国民としての自覚を深め前途を祝福するという、こういうような形において第一條の目的が記載されておるといふ点につきましても、同じ教科書を給與するの方向に進むという立場から私は後退しておるといふ点は遺憾とするところでありま。併しながら文部大臣が質疑の過程において義務教育無償の原理というものは決して揺いでおるのではないといふことを確言され、更に義務教育無償の推進という立場からは自分は異常な決意を以て義務教育費国庫負担法の制定のために今国会において国会にこの法案を提案し、その通過に全力を盡す覚悟であると大臣が言明されたその点を諒といたし、大臣がその点について確約の通り今後善処されんことを強く要望するものでございます。

○相馬助治君 私は、只今議題となつておるのみならず、他の教科書も無償給與していたのが、本法案において削除された点は、特殊教育の特殊性と、この気の毒な人への義務教育無償を推進する立場から、私は遺憾の意を表明するものでございます。要するに、この法案は、予算の大蔵当局との交渉過程においてもはつきりいたしておりますように、当時九億一千万円を概算要求したその際は、昨年の法律四十九号の制定の趣旨に則つて、一年生、二年生と逐次に教科書給與を拡大して行くという立場から要求したのが、途中からこれが転換しまして、一年生だけに限定され、而も本法の第一條に書かれてある目的のようになったといふことは、大臣が審議の過程に答弁いたしましたように、平和條約並びに安保條約の発効に伴うところの国家予算の膨大なる支出増というものが、こういう事態を招来し、当初大臣が定められたところの小学校の六年、更に中学校の三年までの教科書を無償にしたいといふ、いつたあの天野文相の構想というものは、いゝわゆる再軍備のためにここに挫折せざるを得なかつたといふことは、今後の我が国の方向を示唆するものであり、新憲法を擁護して文化国家の建設を指向しておる我々としては誠に遺憾千万なる事柄でありまして、この点につきましても、政府に、今後新憲法を守り、文化国家の再建という我が国の指向する方向と相違しないところの強力なる、全般的文教政策を確立するよう、強く要望しまして、若干遺憾の点を表明した通りに、不満な点もござりますけれども賛成の意を表明する次第でございます。

○相馬助治君 私、只今議題となつておるのみならず、他の教科書も無償給與していたのが、本法案において削除された点は、特殊教育の特殊性と、この気の毒な人への義務教育無償を推進する立場から、私は遺憾の意を表明するものでございます。要するに、この法案は、予算の大蔵当局との交渉過程においてもはつきりいたしておりますように、当時九億一千万円を概算要求したその際は、昨年の法律四十九号の制定の趣旨に則つて、一年生、二年生と逐次に教科書給與を拡大して行くという立場から要求したのが、途中からこれが転換しまして、一年生だけに限定され、而も本法の第一條に書かれてある目的のようになったといふことは、大臣が審議の過程に答弁いたしましたように、平和條約並びに安保條約の発効に伴うところの国家予算の膨大なる支出増というものが、こういう事態を招来し、当初大臣が定められたところの小学校の六年、更に中学校の三年までの教科書を無償にしたいといふ、いつたあの天野文相の構想というものは、いゝわゆる再軍備のためにここに挫折せざるを得なかつたといふことは、今後の我が国の方向を示唆するものであり、新憲法を擁護して文化国家の建設を指向しておる我々としては誠に遺憾千万なる事柄でありまして、この点につきましても、政府に、今後新憲法を守り、文化国家の再建という我が国の指向する方向と相違しないところの強力なる、全般的文教政策を確立するよう、強く要望しまして、若干遺憾の点を表明した通りに、不満な点もござりますけれども賛成の意を表明する次第でございます。

○委員(梅原眞隆君) 他に御発言はございませんか。御意見も盡きたようでありまして、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(梅原眞隆君) 他に御発言はございませんか。御意見も盡きたようでありまして、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(梅原眞隆君) 他に御発言はございませんか。御意見も盡きたようでありまして、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(梅原眞隆君) 他に御発言はございませんか。御意見も盡きたようでありまして、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

ございます。よつて新たに入学する児童に對する教科用圖書の給與に關する法律案は全会一致を以て可決することに決定いたしました。

なお本會議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつてあらかじめ多數意見者の承認を経なければならんことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員會における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとしまして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書につき多數意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可決することに賛成されたかたは順次御署名を願います。

多數意見者署名

加納 金助 高田なほ子
川村 松助 木村 守江
黒川 武雄 白波瀬米吉
堀越 磯郎 高橋 道男
荒木正三郎 相馬 助治
木内キヤウ 矢嶋 三義
岩間 正男

○委員長(梅原眞隆君) 本日はこれにて散會し、今日の予定でございました東大事件につきましては次回に譲りたいと思ひますが、如何でございますか。

御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) それではさよう決定いたします。

本日はこれにて散會いたします。
午後四時五十二分散會

三月二十六日本委員會に左の事件を付託された。

一、新たに入学する児童に對する教科用圖書の給與に關する法律案(予備審査のための付託は三月六日)